

令和元年 第14回 福岡市選挙管理委員会

7月3日（水） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第28号 直接請求に必要な選挙人の数について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和元年7月24日（水） 午前10時30分
- ・令和元年8月5日（月） 午前10時30分
- ・令和元年8月20日（火） 午前10時30分

議案第28号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求，市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を，令和元年7月3日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め，告示するもの。

令和元年7月3日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津田 隆 士

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
25,479人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
212,325人
- 3 地方自治法第76条，第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
259,244人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
東 区 83,548人
博多区 65,013人
中央区 53,821人
南 区 71,748人
城南区 34,814人
早良区 59,337人
西 区 56,372人

（理由）

地方自治法第74条第5項，第75条第5項，第76条第4項，第80条第4項，第81条第2項及び第86条第4項，市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長, 市選挙管理委員, 監査委員の解職請求
(80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長, 教育委員の解職請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)

2 計算式

1について

$$\text{全 市} \quad 1,273,950 \times 1/50 = 25,479$$

2について

$$\text{全 市} \quad 1,273,950 \times 1/6 = 212,325$$

3について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,273,950 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 259,243.74 \rightarrow 259,244 \end{aligned}$$

4について

東 区	250,642	$\times 1/3 =$	83,547.33	\rightarrow	83,548
博多区	195,037	$\times 1/3 =$	65,012.33	\rightarrow	65,013
中央区	161,463	$\times 1/3 =$			53,821
南 区	215,242	$\times 1/3 =$	71,747.33	\rightarrow	71,748
城南区	104,441	$\times 1/3 =$	34,813.66	\rightarrow	34,814
早良区	178,011	$\times 1/3 =$			59,337
西 区	169,114	$\times 1/3 =$	56,371.33	\rightarrow	56,372

※ 端数は切り上げる。

令和元年 7 月 3 日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

区 分	6 月 3 日現在 選挙人名簿 登録者数 (a)	令和元年 6 月 3 日以降の抹消者数					抹消者 の合計 (b)	移替え による 増加数 (c)	移替え による 減少数 (d)	6 月 3 日 以降補正 登録者数 (e)	今回の 新規登 録者数 (f)	令和元年 7 月 3 日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)			前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)
		7 月 3 日区委員会議決分										男	女	合計(g)	
		市外転出 後 4 箇月 経過者	死亡者	在外登録 移転者											
東 区	248,100	993	766	226	1	993	947	919	0	3,507	120,238	130,404	250,642	2,542	
博多区	192,539	1,220	1,062	158	0	1,220	1,023	970	0	3,665	93,276	101,761	195,037	2,498	
中央区	159,744	840	731	109	0	840	772	882	0	2,669	69,990	91,473	161,463	1,719	
南 区	213,571	765	592	173	0	765	900	858	0	2,394	98,823	116,419	215,242	1,671	
城南区	103,562	338	252	86	0	338	431	428	0	1,214	48,571	55,870	104,441	879	
早良区	176,473	535	378	157	0	535	650	654	0	2,077	82,548	95,463	178,011	1,538	
西 区	167,989	600	444	156	0	600	651	663	0	1,737	79,193	89,921	169,114	1,125	
市合計	1,261,978	5,291	4,225	1,065	1	5,291	5,374	5,374	0	17,263	592,639	681,311	1,273,950	11,972	

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

7月3日委員会議決分

区 分	前回 登 録 者 数	前回以降の 新規登録者	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹 消 者 数	今回 登 録 者 数
東 区	133	1	1	0	135
博 多 区	101	0	0	0	101
中 央 区	141	9	0	2	148
南 区	131	1	0	0	132
城 南 区	71	0	0	0	71
早 良 区	120	2	0	0	122
西 区	72	0	0	0	72
福岡市計	769	13	1	2	781

報告事項 3

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条例案の概要

第 1 改正の理由

農業委員会の副会長の職務内容及び他の地方公共団体の状況等に鑑み、副会長の報酬の額を定めるとともに、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み、投票管理者等の報酬の額を改める必要がある。

第 2 改正の内容

1 農業委員会の副会長の報酬額を新設する。

区 分	現 行	改定後	改定額
会長	月額 82,000円	月額 82,000円	—
副会長	(委員と同額)	月額 64,000円	18,000円
委員	月額 46,000円	月額 46,000円	—

2 投票管理者等の報酬額を改定する。

区 分	現 行	改定後	改定額
投票所の投票管理者	日額 12,600円	日額 12,800円	200円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円	日額 11,300円	200円
開票管理者	日額 10,600円	1回の従事につき 10,800円	200円
選挙長	日額 10,600円	日額 10,800円	200円
投票所の投票立会人	日額 10,700円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 10,700円以内で市長が定める額	日額 10,900円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額 10,900円以内で市長が定める額	200円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額9,500円以内で市長が定める額	日額 9,600円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額9,600円以内で市長が定める額	100円
開票立会人	日額 8,800円	1回の従事につき 8,900円	100円
選挙立会人	日額 8,800円	日額 8,900円	100円

第 3 施行期日等（附則）

第 2 の 1 令和 2 年 6 月 23 日

第 2 の 2 公布の日